

少額投資非課税制度 —NISA（ニーサ）—

NISAとは、少額上場株式等にかかる配当所得および譲渡所得等は非課税とする制度です。家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ることを目的とし、「貯蓄から投資へ」の流れを促進し、個人投資家の裾野を拡大することがこの制度の狙いです。

《制度の概要》

	各項目の概要	概要に関するポイント
導入時期	2014年1月1日	
利用対象者	各年1月1日時点で満20歳以上の居住者	海外転勤などによって利用できなくなる場合があります。
非課税対象	上場株式や公募株式投資信託等の分配金これらの譲渡益	上場株式や投資信託をはじめEFTやJ-REIT、外国籍投資等も対象となります。 公社債投信(例:MMF)や公社債(個人向け国債)は非課税対象外です。
非課税投資額	毎年、新規投資額100万円まで非課税投資枠を付与	非課税口座での新規買い付けが必要です。特定口座や一般口座で保有している金融商品を非課税口座に移管することはできません。投資しきれずに余った投資枠を翌年に持ち越す等もできません。
投資可能期間	2014年～2023年(10年程度)	
非課税期間	最長5年	投資した年の4年後の年末までなので、投資開始時期によっては4年程度の非課税投資期間となるケースもあります。
途中売却	自由	売却した非課税枠の再利用はできません
再投資	非課税枠を利用	100万円までの非課税投資額に算入されます。
損益通算	不可	非課税口座以外で生じた配当、譲渡益との損益通算はできません。
口座開設数	原則1人1口座	4年ごとに異なる金融機関に口座を作ることは可能です。

《非課税対象商品》

この制度で非課税の対象となるのは、証券会社等を通じて新たに買い付けた次のようなものです。

上場株式、外国上場株式、株式投資信託、外国株式投資信託、上場株式投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)など。

公社債、公社債投資信託などは、対象になりません。

≪非課税口座を開設することができる期間≫

平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日までの 10 年間毎年 100 万円買い付けた場合は合計最大 500 万円まで買い付け可能

≪非課税の対象となる配当等及び譲渡所得等≫

- ① 非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年を経過する日までの期間(以下「非課税期間」という。)内に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等
- ② 非課税期間内に金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合における当該譲渡に係る非課税口座内上場株式等の譲渡所得等

≪非課税口座から上場株式等の払い出しがあった場合≫

以下の事由により非課税口座から上場株式等の一部または全部の払い出しがあった場合には、その払い出しの時の金額(価額)により譲渡があったものとみなされます。したがって、この場合は利益が出た場合は非課税、損失が出た場合はなかったものとなります。

【事由】非課税口座から他の口座への移管、非課税講座の廃止、贈与、相続、遺贈など

≪非課税口座の開設方法≫

- ① 投資を行う年の 1 月 1 日時点で 20 歳以上の居住者(投資家)が金融機関に「非課税適用確認書」の交付申請書に住民票の写しを添付して提出します。申請手続きは、平成 25 年 10 月 1 日から開始されます。
- ② 金融機関はこれを所轄の税務署に e-Tax または電子媒体で送信します。
- ③ 税務署はこれを確認して「非課税適用確認書」を金融機関に送ります。
- ④ これを受けて投資家は、金融機関に「非課税口座開設届出書」を提出します。これで非課税口座の開設ができますが、一般的には①の「非課税適用確認書」の交付申請書と④の「非課税口座開設届出書」は同時に金融機関に提出します。

≪非課税口座の異動≫

- ① 「非課税口座異動届出書」～非課税口座を開設した後に、氏名、住所を変更した場合には、遅滞なく提出します。
- ② 「非課税口座移管依頼書」～非課税口座を開設者が、転居などで、非課税口座を開設している金融機関の営業所から他の営業所に非課税口座を移管する場合に、移管前の営業所を経由して移管先の営業所に提出しなければなりません。

一般社団法人全国経営診断士会

〒112-0004

東京都文京区後楽 2-2-17 NBD 三義ビル

TEL・03-3812-8211 FAX・03-3812-8213

mail@cbca.jp http://www.cbca.jp

お問合せ先